

第70回 定時株主総会 招集ご通知

開催概要

<日時>

2021年6月23日(水)

午前10時(受付開始午前9時30分)

<場所>

東京都台東区浅草橋一丁目22番16号

ヒューリック浅草橋ビル

2階 ヒューリックホール

※開催場所が例年と異なっております。お間違えのないようご注意ください。

目次

第70回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
(提供書面)	
事業報告	25
連結計算書類	64
計算書類	67
連結計算書類に係る会計監査報告	70
計算書類に係る会計監査報告	72
監査役会の監査報告	74

株主総会にご出席される株主様とご出席がむずかしい株主様の公平性等を勘案し、株主総会におけるお土産の配布は行っておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード7867
2021年6月1日

株 主 各 位

東京都葛飾区立石七丁目9番10号

株式会社タカトミー

代表取締役社長 小 島 一 洋

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、本株主総会について慎重に検討いたしました結果、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。株主の皆様には、安心・安全の観点から、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をご検討いただき、当日のご来場はお控えいただけますようお願い申し上げます。

書面またはインターネット等による行使は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月22日（火曜日）営業時間終了の時（午後5時30分）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2021年6月23日（水曜日）午前10時
2 場 所	東京都台東区浅草橋一丁目22番16号 ヒューリック浅草橋ビル 2階 ヒューリックホール (末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3 目的事項	報告事項 1. 第70期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第70期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役11名選任の件 第3号議案 役員賞与支給の件 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等 の額及び内容決定の件

以 上

【株主の皆様へのお願い】

1. 株主の皆様の感染予防の観点から、株主総会当日は、健康状態にかかわらず、ご来場をお控えいただくことをご検討ください。特に、体調がすぐれない方、基礎疾患のある方、妊娠されている方、ご高齢の方は、ご来場をお控えいただくことをお勧めします。
2. 議決権行使は、ご来場いただかなくとも書面（郵送）またはインターネット等による事前の行使が可能ですので、ご活用ください。
3. 本株主総会の様子を後日動画ご視聴専用サイトで配信させていただく予定です。詳細は、別紙をご覧ください。
4. 株主の皆様のご意見を広くお伺いする機会として、株主様専用のフリーダイヤルを開設いたします。詳細は、別紙をご覧ください。

【ご来場される株主の皆様へのお願い】

1. 体温が高い方（目安として37.5℃以上の発熱のある方）や頻繁に咳をされる等体調が悪いように見受けられる方、海外から帰国されてから14日間が経過されていない方につきましては、入場をお断りいたします。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、受付でお申し出いただけますようお願いいたします。
2. ご自身の体調をご確認の上、感染予防のご配慮をお願いします。マスク着用、会場内でのアルコール消毒液による手指の消毒にご協力ください。
3. 株主総会の議事は、例年より時間短縮いたしますので、株主総会の目的事項（報告事項及び決議事項）に関連する質問以外は、ご遠慮ください。
4. 会場の座席は間隔を広げて設置いたしますので、例年に比べ座席数が大幅に制限されます。そのため入場をお断りする場合がありますこと、予めご了承ください。
5. 当社スタッフの指示に従っていただけない場合、ご入場をお断りさせていただく場合がありますこと、予めご了承ください。
6. 新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場が変更されたり、開催時刻が変更されることがあります。新型コロナウイルスの感染防止に向けた新たな対応やその他変更がある場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（下記URL）に掲載させていただきます。当日ご来場いただく場合は、必ず下記URLをご確認いただきますようお願いいたします。

当社ウェブサイト（www.takaratomy.co.jp）

7. 当日ご出席される際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
8. 受付開始は午前9時30分を予定しております。
9. 株主ではない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は総会にご出席いただけませんのでご注意願います。
10. 不測の事態も懸念されますので、株主ではないお子様のご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
また、当日お子様が遊ばれるコーナー等はございませんのでご了承願います。
11. 当日は節電のため軽装（クールビズ）にて対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。

また株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

12. 株主総会招集ご通知提供書面のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましてはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知提供書面及び上記書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類の一部であります。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

【当社の対応について】

1. 当社役員・スタッフがマスク着用の上、登壇・ご対応させていただきます。
2. サーモグラフィーカメラを設置し、ご来場者の体温の測定を実施いたします。
3. 会場は換気の為に、一部扉を開放する場合があります。
4. 会場内に空気清浄機を設置いたします。
5. 会場内での商品展示はいたしません。

議決権行使に関するお願い

当社の経営に参加できる権利「議決権」をぜひご行使ください。

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本年はB又はCにてご行使くださいますようお願い申し上げます。

A

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です）

また、議事資料として本冊子をご持参ください。

B

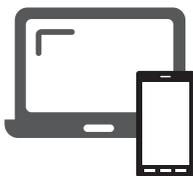
書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2021年6月22日（火曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送ください。

C

インターネット等による議決権行使の場合



インターネット等による議決権行使のご案内（5頁）をご参照のうえ、パソコン等から議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2021年6月22日（火曜日）午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

■インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は後に到着したものを、同一の日に着した場合はインターネットを有効とします。また、パソコンやスマートフォン、携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを讀取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回
に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度讀取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する安定的な利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。経営基盤の強化と利益率の向上に努めるとともに、安定的な配当の継続を基本に業績及び配当性向などを勘案したうえ配当金額を決定していく方針とし、当期の期末配当は1株につき10円とさせていただきますと存じます。

なお、すでに中間配当として1株につき7.5円を実施させていただいておりますので、年間配当金額は1株につき17.5円となります。

-
- | | |
|----------------------------|-------------------------------------|
| ① 配当財産の種類 | 金銭といたします。 |
| ② 配当財産の割当てに関する
事項及びその総額 | 当社普通株式1株につき金10円
配当総額936,565,580円 |
| ③ 剰余金の配当が効力を生じ
る日 | 2021年6月24日 |
-

第2号議案 取締役11名選任の件

当社の取締役11名全員は、2020年6月26日開催の当社定時株主総会において選任いただき、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役11名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	とみ やま かん たらう 富 山 幹 太郎	代表取締役会長 CEO	再任
2	こ じま かず ひろ 小 島 一 洋	代表取締役社長 COO	再任
3	こうの す たかし 鴻 巣 崇	取締役副社長	再任
4	くつ ざわ ひろ や 沓 澤 浩 也	専務取締役 CFO	再任
5	とみ やま あき お 富 山 彰 夫	取締役常務執行役員事業統括本部長	再任
6	み と しげ ゆき 水 戸 重 之	社外取締役	再任 社外 独立
7	み むら こ 三 村 まり子	社外取締役	再任 社外 独立
8	さ とう ふみ とし 佐 藤 文 俊	社外取締役	再任 社外 独立
9	との むら しん いち 殿 村 真 一	社外取締役	再任 社外 独立
10	い よく み わ こ 伊 能 美 和子	社外取締役	再任 社外 独立
11	やす え れい こ 安 江 令 子	社外取締役	再任 社外 独立

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所の定めに
基づく独立役員

候補者番号

1

とみやま かんたろう
富山 幹太郎

再任

■略歴、当社における地位、担当

1982年 7月 当社入社
 1983年 5月 当社取締役
 1985年 5月 当社取締役副社長
 1986年12月 当社代表取締役社長
 2000年 6月 当社代表取締役社長 CEO
 2015年 6月 当社代表取締役会長
 2017年 6月 当社代表取締役会長 CEO（現任）

生年月日

1954年1月22日生

所有する当社の株式の数

2,688,334株

取締役在任年数

38年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

14/14回（100%）

■重要な兼職の状況

なし

【取締役候補者とする理由】

長年にわたる代表取締役としての豊富な経験と、玩具業界に関する深い見識を備えております。それらに基づき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。引き続き当社グループ経営の推進と経営の監督を遂行できると判断し、選任をお願いするものであります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

2

こじま かずひろ
小島 一洋

再任

■略歴、当社における地位、担当

1983年4月 三菱商事株式会社入社
2008年4月 丸の内キャピタル株式会社執行役員
2009年6月 当社社外取締役
2012年4月 当社取締役常務執行役員連結戦略局副局長
2012年6月 当社常務取締役連結戦略局副局長
2013年4月 当社常務取締役連結管理本部副本部長
2013年6月 当社取締役常務執行役員 CFO、連結管理
本部長、内部統制・監査部担当
2014年10月 当社取締役常務執行役員 CFO、連結管理
本部長
2017年4月 当社取締役専務執行役員 CFO、連結管理
本部長
2017年6月 当社代表取締役副社長 COO、CFO
2018年1月 当社代表取締役社長 COO（現任）

生年月日

1961年1月4日生

所有する当社の株式の数

116,941株

取締役在任年数

9年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

14/14回（100%）

■重要な兼職の状況

なし

【取締役候補者とする理由】

国内投資ファンド経営者、当社経営者としての豊富な経験に基づき、企業価値向上のため連結管理体制の整備、財務基盤の強化、人事戦略を推進してまいりました。引き続きその高い専門性と経験を基に、当社グループの経営全般を牽引することができるかと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

こうの す たかし
鴻巣 崇

再任

■略歴、当社における地位、担当

1976年 4月 当社入社
 1997年10月 当社エンターテイメント事業本部事業部長
 2012年 4月 株式会社タカトミーアーツ代表取締役社長
 2013年 4月 当社常務執行役員キャラクター事業本部長
 2014年 4月 当社常務執行役員国内事業統括本部長
 2014年 6月 当社取締役常務執行役員国内事業統括本部長
 2015年 4月 当社取締役常務執行役員事業統括本部長
 2017年 4月 当社取締役専務執行役員事業統括本部長
 2017年 6月 当社専務取締役事業統括本部長
 2018年 6月 当社取締役副社長事業統括管掌（現任）

生年月日	1958年1月14日生
所有する当社の株式の数	39,276株
取締役在任年数	7年（本総会終結時）
取締役会への出席状況	14/14回（100%）

■重要な兼職の状況

なし

【取締役候補者とする理由】

玩具事業、玩具周辺事業の業務執行経験が豊富であり、当社国内子会社社長経験と幅広い知識に基づき、企業価値向上のため中核玩具事業の強化、玩具周辺事業の拡大を推進しております。引き続きその豊富な経験と知識を経営に活かすことができると判断し、選任をお願いするものであります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

4

くつ ざわ ひろ や
沓澤 浩也

再任

■略歴、当社における地位、担当

2000年1月 当社入社
2006年6月 株式会社ティンカーベル代表取締役社長
2012年10月 当社経営企画室長、関係会社管理部長
2014年7月 当社執行役員経営企画室長、関係会社管理部長
2017年6月 当社常務執行役員、連結管理本部長
2018年1月 当社常務執行役員 CFO、連結管理本部長
2018年6月 当社取締役常務執行役員 CFO、連結管理本部長
2019年4月 当社取締役専務執行役員 CFO、連結管理本部長
2019年6月 当社専務執行役員 CFO、連結管理本部長
2020年4月 当社専務執行役員 CFO
2020年6月 当社専務取締役 CFO（現任）

生年月日

1959年1月27日生

所有する当社の株式の数

1,664株

取締役在任年数

1年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11/11回（100%）

■重要な兼職の状況

なし

【取締役候補者とする理由】

最高財務責任者（CFO）及び連結管理本部長を務めるなど、管理系業務全般に精通しております。また、国内子会社社長としての経営経験も併せて有しており、それらの豊富な経験と知識を経営に活かすことができると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

とみ やま あき お
富山 彰夫

再任

■略歴、当社における地位、担当

2010年11月 当社入社
 2015年11月 当社欧米戦略室
 2017年1月 TOMY International, Inc.駐在
 2018年4月 TOMY International, Inc.入社、CSO
 2018年7月 当社企画開発本部グローバルR & D室長兼任
 2020年1月 当社常務執行役員
 2020年4月 当社常務執行役員事業統括本部長
 2020年6月 当社取締役常務執行役員事業統括本部長（現任）

生年月日

1984年8月17日生

所有する当社の株式の数

801,600株

取締役在任年数

1年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11/11回（100%）

■重要な兼職の状況

なし

【取締役候補者とする理由】

当社海外子会社における最高戦略責任者（CSO）の経験を活かし、グローバルな視点から企業戦略の強化を推進しております。その豊富な経験と知識を経営に活かすことができると判断し、選任をお願いするものであります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

6

みと しげゆき
水戸 重之

再任

社外取締役

独立役員

■略歴、当社における地位、担当

1989年 4月	第一東京弁護士会弁護士登録
1990年10月	TMI総合法律事務所の創設に参画
1999年 4月	同事務所パートナー弁護士（現任）
2002年 6月	株式会社タカラ社外監査役
2002年12月	株式会社ティー・ワイ・オー社外監査役
2006年 3月	当社社外監査役
2006年 4月	早稲田大学スポーツ科学研究科（大学院）講師（現任）
2006年 5月	株式会社ブロッコリー社外監査役（現任）
2010年 1月	株式会社湘南ベルマーレ取締役
2013年12月	筑波大学ビジネス科学研究科（企業法学専攻）講師
2015年 6月	当社社外取締役（現任）
2016年 6月	吉本興業株式会社（現吉本興業ホールディングス株式会社）社外取締役（現任）
2016年 6月	日本コロムビア株式会社社外監査役
2018年 4月	武蔵野大学法学研究科客員教授（現任）
2018年 6月	株式会社フェイス社外取締役（現任）
2020年 6月	株式会社湘南ベルマーレ監査役（現任）
2021年 3月	株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン社外取締役（現任）

生年月日	1957年5月9日生
所有する当社の株式の数	11,217株
取締役及び監査役在任年数	15年（本総会終結時）
取締役会への出席状況	14/14回（100%）

■重要な兼職の状況

TMI総合法律事務所パートナー弁護士
株式会社ブロッコリー社外監査役
株式会社湘南ベルマーレ監査役
吉本興業ホールディングス株式会社社外取締役
株式会社フェイス社外取締役
株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン社外取締役

【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】

水戸重之氏は、弁護士としての高い専門性や豊富な経験を有しております。引き続き当該知見を活かして特に知的財産、業務提携について専門的な観点から監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬・リスク/コンプライアンス委員として客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏の社外取締役または社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって15年となります。

候補者番号

7

みむら
三村 まり子

再任

社外取締役

独立役員

■略歴、当社における地位、担当

1992年 4月	ブラウン・守屋・帆足・窪田法律事務所入所
1993年 9月	高石法律事務所入所
1995年 4月	西村真田法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所
2005年 1月	ジーイー横河メディカルシステム株式会社（現GEヘルスケア・ジャパン株式会社）入社
2006年 6月	同社執行役員
2010年 1月	ノバルティスホールディングジャパン株式会社取締役
2015年 7月	グラクソ・スミスクライン株式会社取締役
2018年 6月	当社社外取締役（現任）
2018年 8月	西村あさひ法律事務所入所、同事務所オブカウンセル（現任）
2020年 6月	TANAKAホールディングス株式会社社外取締役（現任）

生年月日

1957年3月22日生

所有する当社の株式の数

0株

取締役在任年数

3年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

14/14回（100%）

■重要な兼職の状況

西村あさひ法律事務所オブカウンセル
TANAKAホールディングス株式会社社外取締役

【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】

三村まり子氏は、弁護士及び企業経営者としての豊富な経験と知識を有しております。引き続き当該知見を活かして特にコーポレート・ガバナンスの一層の強化のために監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬・リスク/コンプライアンス委員として客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

8

さとう ふみとし
佐藤 文俊

再任

社外取締役

独立役員

■略歴、当社における地位、担当

1976年 4月 日本銀行入行
1998年 4月 同行青森支店長
2001年 5月 同行福岡支店長
2004年 4月 株式会社堀場製作所入社常務執行役員
2005年 6月 同社常務取締役
2017年 3月 同社顧問
2018年 5月 一般社団法人東京科学機器協会監事
2019年 6月 当社社外取締役（現任）
同 上 アズビル株式会社社外監査役（現任）

生年月日

1954年2月16日生

所有する当社の株式の数

5,860株

取締役在任年数

2年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

13/14回（92.8%）

■重要な兼職の状況

アズビル株式会社社外監査役

【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】

佐藤文俊氏は、企業経営者及び金融機関出身者としての豊富な経験と知識を有しております。引き続き当該知見を活かして特にリスクマネジメントや財務・管理部門全般の強化のために監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬・リスク/コンプライアンス委員として客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

候補者番号

9

との むら しん いち
殿村 真一

再任

社外取締役

独立役員

■略歴、当社における地位、担当

1987年 4月	新日本製鉄株式会社入社
1999年 6月	ジェームスマーチン&カンパニー・ジャパン入社
2001年 7月	同社代表取締役社長
2011年 6月	縄文アソシエイツ株式会社社外取締役（現任）
2012年 7月	キャップジェミニ入社、アジア金融サービス部門代表
2013年 2月	キャップジェミニ株式会社設立、代表取締役社長
2020年 6月	大日コーポレーション株式会社社外取締役（現任）
2021年 4月	当社社外取締役（現任） キャップジェミニ株式会社代表取締役会長（現任）

生年月日

1963年4月29日生

所有する当社の株式の数

0株

取締役在任年数

1年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11/11回（100%）

■重要な兼職の状況

キャップジェミニ・アジアパシフィック副代表兼キャップジェミニ株式会社代表取締役会長
縄文アソシエイツ株式会社社外取締役
大日コーポレーション株式会社社外取締役

【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】

殿村真一氏は、メーカーにおける経営企画・新規事業企画、欧州最大の経営・ITコンサルティング会社におけるクロスボーダーの顧客サービスと組織運営を通じて、グローバル企業経営とデジタルトランスフォーメーションに関する豊富な経験と知識を有しております。引き続き当該知見を活かして経営の重要事項の決定及び業務執行に対し監督、助言いただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

10

い よ く み わ こ
伊能 美和子

再任

社外取締役

独立役員

■略歴、当社における地位、担当

1987年 4月 日本電信電話株式会社入社
1999年 7月 株式会社NTTコミュニケーションズ入社(分社化)
2004年 4月 日本電信電話株式会社 (NTT持株会社) 転籍
2010年 6月 ピーディーシー株式会社取締役兼任
2012年 7月 株式会社NTTドコモ転籍
2015年 8月 株式会社ドコモgacco代表取締役社長
2017年 7月 タワーレコード株式会社代表取締役副社長
2020年 1月 東京電力ベンチャーズ株式会社入社
同 上 TEPCOライフサービス株式会社取締役兼任(現任)
2020年 6月 株式会社ヤマノホールディングス社外取締役(現任)
同 上 当社社外取締役(現任)
2020年12月 株式会社学研ホールディングス社外取締役(現任)

生年月日

1964年10月11日生

所有する当社の株式の数

71株

取締役在任年数

1年(本総会最終時)

取締役会への出席状況

11/11回(100%)

■重要な兼職の状況

TEPCOライフサービス株式会社取締役
株式会社ヤマノホールディングス社外取締役
株式会社学研ホールディングス社外取締役
一般社団法人デジタルサイネージコンソーシアム専務理事
情報経営イノベーション専門職大学超客員教授

【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】

伊能美和子氏は、事業会社において企業内起業家として連続して新規事業を立ち上げ、グループ会社の企業経営者としての手腕を有しております。引き続き当該知見を活かして経営の重要事項の決定及び業務執行に対し監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、リスク/コンプライアンス委員として客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会最終の時をもって1年となります。

候補者番号

11

やす え れい こ
安江 令子

再任

社外取締役

独立役員

■略歴、当社における地位、担当

1991年4月	株式会社松下電器情報システム名古屋研究所(現パナソニック アドバンステクノロジ)入社
1999年12月	モトローラ株式会社入社
2004年6月	Seven Networks, Inc.入社
2005年9月	Qualcomm, Inc.入社
2009年7月	富士ソフト株式会社入社
2015年4月	同社常務執行役員
2018年1月	サイバネットシステム株式会社入社、副社長執行役員
2019年3月	同社代表取締役 社長執行役員(現任)
2020年6月	当社社外取締役(現任)
2021年3月	ライオン株式会社社外取締役(現任)

生年月日

1968年1月26日生

所有する当社の株式の数

0株

取締役在任年数

1年(本総会最終時)

取締役会への出席状況

11/11回(100%)

■重要な兼職の状況

サイバネットシステム株式会社代表取締役 社長執行役員
ライオン株式会社社外取締役

【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】

安江令子氏は、ICT分野にて技術からビジネス開拓における幅広い知見をもち、国際ビジネスの経験も豊富であり、ITシステム会社の企業経営者としての手腕を有しています。引き続き当該知見を活かして経営の重要事項の決定及び業務執行に対し監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、リスク/コンプライアンス委員として客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会最終の時をもって1年となります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 水戸重之氏、三村まり子氏、佐藤文俊氏、殿村真一氏、伊能美和子氏、安江令子氏は社外取締役候補者であります。
3. 水戸重之氏、三村まり子氏、佐藤文俊氏、殿村真一氏、伊能美和子氏、安江令子氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として届け出ており、再任された場合引き続き独立役員となる予定です。水戸重之氏はTMI総合法律事務所パートナー弁護士であります。当社と同事務所の間には法律業務を委託する取引関係があり、それに基づき報酬の支払いを行っておりますが、その報酬額は過去3か年においていずれも1,000万円未満であり、当該年間支払額が同事務所の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満であります。三村まり子氏は西村あさひ法律事務所オブカウンセルであります。当社と同事務所の間には法律業務を委託する取引関係があり、それに基づき報酬の支払いを行っておりますが、その報酬額は過去3か年においていずれも1,000万円未満であり、当該年間支払額が同事務所の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満であります。伊能美和子氏は、2019年12月まで株式会社NTTドコモに在籍しておりました。当社と同社の間には取引関係があり、それに基づき費用の支払いを行っております。その取引額は過去3か年において平均して1,000万円以上ですが、当該年間取引額が同社の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満であります。安江令子氏は、サイバネットシステム株式会社の代表取締役 社長執行役員であります。当社と同社の間にはシステム保守を委託する取引関係があり、それに基づき費用の支払いを行っておりますが、その取引額は過去3か年においていずれも1,000万円未満であり、当該年間取引額が同社の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満であります。
4. 社外取締役候補者の責任限定契約等について
当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、現行定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は水戸重之氏、三村まり子氏、佐藤文俊氏、殿村真一氏、伊能美和子氏、安江令子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏らが再任された場合、当該契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が再任された場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は任期途中に更新される予定です。なお、当該契約の内容の概要は、50頁記載の役員等賠償責任保険契約の内容の概要のとおりであります。
6. 取締役候補者の所有する当社の株式の数は、2021年3月31日現在のものであります。また、タカラトミー役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

第3号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役(社外取締役除く)5名に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与総額33百万円を支給することといたしたく存じます。なお、当社は、取締役会において42頁から44頁記載のとおり取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案は当該方針に沿うものであり、本議案の内容は相当であると考えております。

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「固定報酬」、「業績連動報酬」及び「株式報酬型ストック・オプション」で構成されていますが、本議案は、当社の取締役（下記のとおり、社外取締役を除きます）を対象に、新たに業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

具体的には、2006年6月27日開催の定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額400百万円以内）及び2015年6月24日開催の定時株主総会においてご承認いただきましたストック・オプション報酬額（年額200百万円以内。ただし、社外取締役を除きます）とは別枠で、本制度による新たな業績連動型株式報酬を、2022年3月31日で終了する事業年度から2024年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「対象期間」といいます）の間に在任する取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です）に対して支給するというものです。

また、本議案の承認可決を条件として、当社の取締役に対する従前の株式報酬型ストック・オプション制度は廃止し、以後取締役に対して、当該制度に基づく新株予約権の新規付与を行わないことといたします。

なお、当社は取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めているところ、その概要は42頁から44頁に記載のとおりであります。そして、本制度の導入にあたって、当社は2021年5月11日開催の取締役会において、本議案が承認されることを条件として当該方針を一部改定しておりますので、本議案をご承認いただいた場合にも、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、第2号議案「取締役11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として信託期間中の毎年一定の時期としますが、下記(4)のとおり、交付された株式について3年間の譲渡制限に服するものとします（ただし、その前に退任した場合は退任時に譲渡制限を解除いたします）。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除く）
② 対象期間	2022年3月末日に終了する事業年度から2024年3月末日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金600百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり100,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位等及び業績連動指標の実績値に応じたポイントを付与（下記(3)①ご参照）
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	信託期間中の毎年一定の時期（下記(4)のとおり、取締役は、交付された株式について3年間の譲渡制限に服するものとします（ただし、その前に退任した場合は退任時に譲渡制限を解除いたします））

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約3年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金600百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、下記(3)③のとおり受益権を取得する取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含みます）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、当社の子会社においてもその取締役に対して本制度と同様の株式報酬制度を導入した場合には、同制度に基づき当該会社の取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金もあわせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金200百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(3)のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じて定める数に、業績連動指標（※）の実績値に応じて0-200%の範囲内で変動する業績連動係数を乗じた数のポイントを付与します。

（※）当初の対象期間（2022年3月31日で終了する事業年度から2024年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度）における業績連動指標は、中期経営計画において目標を掲げております連結の自己資本利益率とします。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり100,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則として信託期間中の毎年の一定の時期に所定の手続を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 譲渡制限期間

株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と中長期的に共有するため、取締役は、本制度に基づいて交付を受けた当社株式について、当社取締役会で定める株式交付規程に従い、交付時から3年間の譲渡制限（譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止）に服するものとします（ただし、その前に退任した場合は退任時に譲渡制限を解除します）。

(5) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(6) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以上

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

(2021年3月期におけるハイライト)

(新型コロナウイルス感染症の影響などについて)

・生産面

一部商品において発売延期となるなど販売機会の損失が期初に生じましたが、その後、中国・ベトナム・タイにおいては通常通り操業いたしました。

・需要面

2020年春の緊急事態宣言の解除により外出自粛や店舗の臨時休業・営業時間の短縮は緩和されたものの、10月以降全国的に感染者数が急激に増加し、2021年1月には東京都をはじめとする一部地域で緊急事態宣言が再発出されました。このように新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況が続いたことから、映画公開の延期や各種イベントも中止・延期及び縮小等となり、当社グループでは「キデイランド」「トミカ・プラレールショップ」など小売事業、「トミカ博・プラレール博」などイベント事業は想定より回復に遅れがみられたとともに、一部定番商品では行楽地や交通機関等での販売機会低下等が生じました。一方、玩具事業では、巣ごもり需要に対応する商品が人気となるとともにeコマース購買がさらに高まりました。

・当社グループの対応

当社グループでは感染拡大の防止を進めるに当たり、従業員の外出や出社の大幅な抑制を図るためテレワークを推進するとともに、外部との会食の禁止、海外・国内出張の原則禁止などの対策を実施いたしました。

(連結業績について)

・売上高

2020年に発売50周年を迎えた「トミカ」では、同年4月よりテレビアニメ『トミカ絆合体 アースグランナー』の放送をスタートさせ、関連

商品を市場投入するとともに、「トミカ50周年自動車メーカーコラボプロジェクト」などを進めました。「ベイブレードバースト」は国内販売が減少傾向にあるものの、北米におけるテレビアニメ放送の継続などにより海外向け輸出が堅調に推移いたしました。「人生ゲーム」や「黒ひげ危機一発」などのファミリーゲームがコロナ禍による巣ごもり需要の高まりにより好調に推移いたしました。また、年末商戦では、「ダブルアクショントミカビル」「フェルティミシン すみっこぐらし」「人生ゲーム ジャンボドリーム」など多くの商品を市場投入いたしました。さらに、新規事業領域拡大を図るためティーンから大人をターゲットとしたネイルチップ専用プリント機「ネルチップ」を2021年3月から一部店舗で先行稼働いたしました。一方、小売事業、イベント事業等の売上においては想定より回復に遅れがみられました。以上により、売上高は当初会社見通し145,000百万円に対し141,218百万円（前期比14.3%減）となりました。なお、10月に米国の独立系玩具会社ファット・ブレイン・グループがTOMY International, Inc.の子会社となり、連結業績に加わりました。

・利益面

売上高が減少したものの、第3四半期における高粗利率の玩具事業の伸長が小売事業、イベント事業の低迷をカバーしたことに加え、コロナ禍における費用抑制を継続したこと等の影響により、営業利益は当初会社見通し5,500百万円に対し7,079百万円（前期比33.7%増）、経常利益は為替差益の計上もあり当初会社見通し5,500百万円に対し7,170百万円（前期比29.7%増）となりました。また、緊急事態宣言を受け臨時休業を実施した小売店等で発生した固定費（人件費・減価償却費）等729百万円を新型コロナウイルス感染症による損失として特別損失を計上する一方、政策保有株式の売却益等、特別利益1,619百万円を計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益は当初会社見通し3,000百万円に対し5,374百万円（前期比19.2%増）となりました。

（組織変更について）

・2020年11月に、企業価値の向上と激変する環境に迅速に対応するための組織として、事業本部体制へと組織変更を実施いたしました。また、タカラトミー公式Twitter(@takaratomytoys)での不適切表現による投稿問題を踏まえ、企業倫理の徹底、教育強化を目的とした新体制として、2021年2月にCSR推進室を発足させました。

<セグメント別業績の概況>

(単位:百万円)

	前期	当期	増減	増減率(%)
売上高	164,837	141,218	△23,619	△14.3
日本	138,948	113,328	△25,619	△18.4
アメリカズ	17,214	21,845	4,631	26.9
欧州	5,507	5,998	490	8.9
オセアニア	1,442	1,917	474	32.9
アジア	51,491	41,458	△10,032	△19.5
消去または全社	△49,767	△43,330	6,436	-
営業利益または営業損失(△)	10,683	7,079	△3,603	△33.7
日本	13,615	9,048	△4,566	△33.5
アメリカズ	△23	222	245	-
欧州	△916	△75	841	-
オセアニア	△166	113	279	-
アジア	1,248	724	△524	△42.0
消去または全社	△3,074	△2,953	120	-

<日本>

2020年春の緊急事態宣言の解除により外出自粛や店舗の臨時休業・営業時間の短縮は緩和されたものの、10月以降全国的に感染者数が急激に増加し、2021年1月には東京都をはじめとする一部地域で緊急事態宣言が再発出されるなど、年間を通じて映画公開の延期や各種イベントの中止・延期及び縮小に加え、インバウンド消費の大幅な落ち込み等が生じました。当社グループにおいては、「キデイランド」「トミカ・プラレールショップ」など小売事業、「トミカ博・プラレール博」などイベント事業においては想定より回復に遅れがみられたとともに、一部定番商品では行楽地や交通機関等での販売機会低下等が生じました。一方で、巣ごもり需要に対応する商品が人気となるとともに、eコマース購買がさらに高まりました。

2020年に発売50周年を迎えた「トミカ」においては、同年4月にテレビアニメ放送がスタートした『トミカ絆合体 アースグランナー』関連商品を継続展開するとともに、「トミカ50周年自動車メーカーコラボプロジェクト」やアパレル等とのコラボレーションなどを進めました。2015年夏に発売した「バイブレードバースト」は国内販売が減少傾向にあるものの、海外向け輸出は北米におけるテ

レビアアニメ放送の継続などにより堅調に推移し、1999年の第1弾発売以降、第3弾までの全世界累計出荷数が5億個となりました。7月には、液晶玩具「すみっこぐらし すみっこキャッチ」を発売し人気を集めるとともに、「リカちゃん」においては「ゆめいろリカちゃん カラフルチェンジ」などのドールが人気となり堅調に推移いたしました。一方、サプライズトイについては、勢いに落ち着きが見られました。海外で高い人気のテレビアニメ『パウ・パトロール』は関連商品が好調に推移いたしました。また、外出自粛により家の中で楽しめる商品に注目が集まり、ボードゲーム「人生ゲーム」やパーティーゲーム「黒ひげ危機一発」などファミリーゲームの販売が伸びました。「ポケットモンスター」においては液晶玩具「スマホロトム」をはじめとした関連商品が好調に推移するとともに、9月から新たなアミューズメントマシン「ポケモンメザスタ」を展開し人気を博しました。

2019年12月に配信を開始したカードゲームアプリ「DUEL MASTERS PLAY'S (デュエル・マスターズ プレイス)」は定期的に新しいカードパックを配信するとともに、プロモーションの強化を図るなど継続展開いたしました。年末商戦においては、「ダブルアクショントミカビル」「フェルティミシン すみっこぐらし」「人生ゲーム ジャンボドリーム」など多くの商品を市場投入いたしました。さらに、国内外で話題となっているテレビアニメ『鬼滅の刃』のコラボレーション商品としてリカちゃん、トミカの先行予約が人気を博するとともに、タカラトミーアーツが展開するぬいぐるみ、ガチャ、玩具菓子の関連商品販売も好調に推移しました。また、新規事業領域拡大を図るためティーンから大人をターゲットとしたネイルチップ専用プリント機「ネルチップ」を2021年3月から一部店舗で先行稼働いたしました。

以上の結果、売上高は113,328百万円（前期比18.4%減）、営業利益は9,048百万円（同33.5%減）になり、一部商品のプロダクトライフサイクルの一巡や新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けました。

<アメリカズ>

新型コロナウイルス感染拡大により、2020年春にロックダウンが実施された後も外出規制などの措置もあり、巣ごもり需要やeコマース購買が高まりました。家で過ごす時間が長くなったため、生活必需品に準じたベビー向け食器やトイレトレーニングに使用するおまる、お風呂関連商品の需要が高まるなど、ベビー用品が好調を継続いたしました。農耕車両玩具においては、ロックダウンにより自宅の庭でも遊べる乗用玩具が人気を集めるなど好調に推移いたしました。さらに、10月にファット・ブレイン・グループがTOMY International, Inc.の子会社となったことも貢献し、売上高は21,845百万円（前期比26.9%増）、営業利益は222百万円（前期営業損失23百万円）となりました。

<欧州>

断続的な新型コロナウイルス感染拡大によりロックダウンが実施されたことなどから、巣ごもり需要やeコマース購買の高まりが見られました。コロナ禍によりファミリーゲームに注目が集まり、ボードゲーム・アクションゲームを展開している「Drumond Parkブランド商品」などが好調に推移いたしました。また、「Toomies」などのプリスクール関連商品が堅調に推移するとともに、コアブランドである農耕車両玩具が堅調に推移いたしました。また、2020年3月より導入のテレビアニメ『Ricky Zoom』関連商品を継続展開したことなどから、売上高は5,998百万円（前期比8.9%増）、営業損失は75百万円（前期営業損失916百万円）となりました。

<オセアニア>

新型コロナウイルス感染拡大により春に行われたロックダウンの外出制限は、一部地域にて7月以降も実施されたこともあり、巣ごもり需要の高まりが見られました。生活必需品に準じたベビー用品に加え、プリスクール関連商品が好調に推移いたしました。また、農耕車両玩具においては、「Animal Sounds Hay Ride」などのプリスクール商品が人気となるなど好調に推移したことなどから、売上高は1,917百万円（前期比32.9%増）、営業利益は113百万円（前期営業損失166百万円）となりました。

<アジア>

新型コロナウイルスの感染拡大について、生産面では、中国・ベトナム・タイにおいて通常通り操業いたしました。需要面では2020年春に各国・地域においてロックダウンなどが行われ、それ以降も国や地域により外出制限が実施されるなど、購買動向に大きな影響をもたらしました。一方、新型コロナウイルスの感染者数が少ない台湾においては、トミカ50周年を記念して海外で初めての「トミカ博」となる「トミカ博 in TAIWAN」を開催いたしました。売上高は、「ベイブレードバースト」などの販売が減少したことや、前年同期展開した映画関連商品の販売が一巡したことにより、41,458百万円（前期比19.5%減）となり、営業利益は724百万円（同42.0%減）となりました。

- (2) **設備投資の状況**
当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は78億円です。
その主なものは、金型の取得に29億円、アミューズメント機器の取得に36億円投資しております。
- (3) **資金調達の状況**
当連結会計年度中に、新型コロナウイルス感染症拡大と長期化に備えて、手元流動性を厚くすることを目的に、金融機関より長期借入金140億円の資金調達を行いました。
また、米国子会社の買収資金として、金融機関より長期借入金3千万米ドルの資金調達を行いました。
- (4) **事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**
該当事項はありません。
- (5) **他の会社の事業の譲受けの状況**
該当事項はありません。
- (6) **吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**
該当事項はありません。
- (7) **他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**
当社の連結子会社である、TOMY International, Inc.は玩具の製造・卸売り業を営むFat Brain Holdings, LLCの持分を取得し、2020年10月16日をもって同社を連結子会社といたしました。

(8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 67 期 2018年3月期	第 68 期 2019年3月期	第 69 期 2020年3月期	第 70 期 2021年3月期
売 上 高(百万円)	177,366	176,853	164,837	141,218
経 常 利 益(百万円)	12,420	14,303	10,204	7,170
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	7,962	9,302	4,507	5,374
1株当たり当期純利益	84円74銭	97円85銭	47円30銭	57円07銭
総 資 産(百万円)	139,456	143,364	129,253	147,614
純 資 産(百万円)	56,322	67,315	67,410	69,928

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第68期の期首から適用し、第67期については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社タカラトミーアーツ	100百万円	100.0%	カプセル玩具、玩具雑貨、アミューズメント機器等の企画製造販売
株式会社トミーテック	100百万円	100.0	鉄道模型等の企画製造販売
株式会社タカラトミーマーケティング	100百万円	100.0	玩具等の卸販売・ロジスティクス
株式会社キデイランド	100百万円	100.0	玩具雑貨等の販売
TOMY Holdings, Inc.	1米ドル	100.0	乳幼児製品、玩具等の企画製造販売等
TOMY International, Inc.	—	100.0	乳幼児製品、玩具等の企画製造販売等
TOMY (Hong Kong) Ltd.	10千香港ドル	100.0	乳幼児製品、玩具等の製造

(注) 上記7社は、売上高、総資産、当社の議決権比率等を参考に選定しております。

(10) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、日常生活を含む多くの経済活動に影響を与え、人々の生活・行動はこの一年で大きく変化しました。また、世界的にワクチン接種が進んでおりますが、変異ウイルスの感染拡大等、感染症の脅威は続いており、引き続き予断を許さない状況が続くことが見込まれます。2021年度以降も「外出自粛」「店舗の臨時休業、営業時間の短縮」「各種イベントの中止・延期」等が断続的に起こることを想定しております。

これら新型コロナウイルス禍がもたらす経営環境の変化に対して、次の方針に基づいて迅速かつ柔軟に対応してまいります。

- ・お客様、お取引先様及び当社グループ従業員の健康・安全面を第一に考慮した新型コロナウイルスへの対応
 - ・消費者行動の変容への対応
 - ・外部環境の変化に対応する事業構造の変革
 - ・タカラトミーの強み（商品力、ブランド力、顧客ベース）を活かしたビジネス展開
 - ・経営環境に応じたコストコントロールと流動性資金の確保
- 外部環境が著しく変化し、消費者の購買行動が変容する中、機動的に経営リソースを配分してまいります。

当社グループは、創業理念「われらの優良な商品で世界の市場をにぎわせよう」「誠意と努力は他を益し自己の幸福の基となる」、企業理念「すべての「夢」の実現のために」を礎とし、「アソビで、世界はもっと良くなる。だからアソビで、未来のグローバル社会に大きくこたえます」をビジョンとして掲げ、事業の軸の基点を「おもちゃ発」から「アソビ発」として、真の国際優良企業（Outstanding Global Company）を目指し、変革を図ってまいります。2024年の“創業100周年”に向け、2022年3月期から2024年3月期の3年間で「グローバルで強みを活かし Sustainable Growth（持続的成長）実現に向けた基盤整備を行うこと」を中期基本方針と位置づけ、新たな中期経営計画を策定いたしました。

<中期経営計画>

当社グループを取りまく市場環境は、

- ・ 主要市場である日本における少子化
 - ・ ゲーム、スマホ市場の拡大に伴う、従来の3D玩具市場の停滞
 - ・ 直近の新型コロナウイルス感染拡大傾向の中での販売機会の減少といった既存市場、既存領域の中では厳しさを増している一方で、
 - ・ DX化に伴う遊び方、価値観の変化、特に「大人のアソビ心」の世界的な醸成
 - ・ 日本をはじめとしたシニア市場の拡大
 - ・ アジア市場、特に中国市場の拡大
- をビジネス機会と捉えて次の全社戦略を推進してまいります。

① 「適所適材」をキーとした出口・年齢・地域のさらなる攻略

タカラトミーの大きな強みである定番玩具をはじめとした多様なブランド及びIPのターゲット年齢層、市場地域を広げ、グローバルに対象市場を拡大します。対象市場を細かくセグメンテーションした「適所」に対し、多様な「アソビ」心に訴求する「適材」を適切に投入することで収益の拡大を図ります。

② 日本を基点としたヒット商品の創出

もう一つのタカラトミーの強み、組織DNAである企画開発力をもって、これまでのおもちゃ開発ではなく「ワクワク・驚き・感動・笑顔」を提供する新たな「アソビ」を開発し、新商品として継続的に市場投入するとともに、ヒットする芽を見逃さずグローバル展開を行います。

③ IP投資の継続でグローバル成長に備える

定番製品やメガヒットを生むIPについては既存IPを活かすだけでなく、新たなIP創造に向けて自社及びパートナー両方で投資、開発を継続し、そのIPが生む新たな「アソビ」をDXの流れに乗せ世界展開することで収益の柱を増やしてまいります。

④ アソビをキーとした新規事業の立ち上げ

「ワクワク・驚き・感動・笑顔」を提供する新たな「アソビ」を希求する新規事業をインキュベートする組織を構築、人財を投入し、これまでに考え及ばなかった「アソビ」を創出してまいります。

⑤ バリューチェーンへのDX活用による新しい価値創造

デジタルを活用した消費者直販プラットフォーム（Direct to Consumer）の追求、マーケティング、企画開発、生産調達、物流、営業活動、スタッフ部門の業務の質と効率をDX活用により向上させ、戦略実行の量と質を増大し、企業価値の更なる向上を図ってまいります。

⑥ サステナビリティ・CSRの取組み

環境に配慮した素材、包装、生産物流、廃棄物ゼロを実現する取組みを能動的、積極的に実行し、「ものづくりへのこだわり」「健全な経営の実行」「社会地域環境との共存」を実現させるべく努力してまいります。

詳細はアニュアルレポート（冊子及びWEB）及びCSRサイト（www.takaratomy.co.jp/company/csr/）にて情報発信しております。

上記全体戦略実現のために強固な財務基盤の確立と当社グループ資金の有効活用による資金効率の向上、また新たな企業風土の醸成と働きやすい環境づくりによる人財確保・育成を図ってまいります。

こうした全社戦略をベースとして中期経営計画を推進し、中期経営計画の最終年度となる2024年3月期には、「売上高1,850億円、営業利益150億円、自己資本当期純利益率（ROE）12%超」を目指してまいります。

(11) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業	事業内容
玩具事業	玩具、トレーディングカードゲーム、ホビー、生活遊具、乳幼児製品等
玩具周辺事業	カプセル玩具、アミューズメント機器、玩具菓子等

(12) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

当 社	所 在 地
本 社	東京都葛飾区
青戸オフィス	東京都葛飾区
子 会 社	所 在 地
株式会社タカラトミーアーツ	東京都葛飾区
株式会社トミーテック	栃木県下都賀郡壬生町
株式会社タカラトミーマーケティング	東京都葛飾区
株式会社キデイランド	東京都千代田区
TOMY Holdings, Inc.	米国イリノイ州オークブルック市
TOMY International, Inc.	米国アイオワ州ダイアースビル市
TOMY (Hong Kong) Ltd.	中国香港カオロン地区

(13) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

地域セグメント	使用人数		前連結会計年度末比増減	
日本	1,084名	(1,366名)	15名増	(169名減)
アメリカズ	218名	(135名)	25名増	(56名増)
欧州	71名	(13名)	10名減	(3名減)
オセアニア	10名	(14名)	—	(1名減)
アジア	909名	(20名)	224名減	(4名減)
報告セグメント計	2,292名	(1,548名)	194名減	(121名減)
全社（共通）	87名	(10名)	5名増	(2名減)
合計	2,379名	(1,558名)	189名減	(123名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び契約・嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として、記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
547 (93) 名	6名増 (38名減)	43.2歳	10年8ヵ月

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び契約・嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借入先	借入残高（百万円）
株式会社三井住友銀行	19,570
株式会社みずほ銀行	13,064

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2 会社の株式に関する事項(2021年3月31日現在)

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 384,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 96,290,850株 |
| (3) 株主数 | 150,375名 |
| (4) 大株主(上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
司 不 動 産 株 式 会 社	7,565,312株	8.08%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,284,200	6.71
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4,102,000	4.38
富 山 幹 太 郎	2,688,334	2.87
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	1,374,200	1.47
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,234,785	1.32
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	1,219,000	1.30
管 理 信 託 (富 山 章 江 口) 受 託 者 株 式 会 社 S M B C 信 託 銀 行	1,183,101	1.26
株式会社日本カストディ銀行(信託口1)	1,099,000	1.17
S T A T E S T R E E T B A N K W E S T C L I E N T - T R E A T Y 5 0 5 2 3 4 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,083,400	1.16

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,634,292株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2021年3月31日現在)

発行決議日	1個当たりの発行価額	1株当たりの行使価額	権利行使期間	新株予約権の行使の条件	役員の保有状況	目的となる株式の種類及び数
2015年9月15日 (株式報酬型ストック・オプション)	55,300円 (注) 1.	1円	2015年10月2日 ~2045年10月1日	(注) 2.	取締役(社外取締役を除く) 2名 106個	当社普通株式 10,600株
2016年8月9日 (株式報酬型ストック・オプション)	101,400円 (注) 1.	1円	2016年10月4日 ~2046年10月3日	(注) 2.	取締役(社外取締役を除く) 2名 74個	当社普通株式 7,400株
2017年8月8日 (株式報酬型ストック・オプション)	153,000円 (注) 1.	1円	2017年10月3日 ~2047年10月2日	(注) 2.	取締役(社外取締役を除く) 2名 48個	当社普通株式 4,800株
2017年8月8日 (通常型ストック・オプション)	無償	1,566円	2019年10月3日 ~2021年10月1日 (注) 3.	(注) 4.	取締役(社外取締役を除く) 1名 120個 監査役(社外監査役を除く) 1名 60個	当社普通株式 18,000株
2018年8月7日 (株式報酬型ストック・オプション)	111,700円 (注) 1.	1円	2018年10月2日 ~2048年10月1日	(注) 2.	取締役(社外取締役を除く) 2名 216個	当社普通株式 21,600株
2019年8月6日 (株式報酬型ストック・オプション)	122,700円 (注) 1.	1円	2019年10月2日 ~2049年10月1日	(注) 2.	取締役(社外取締役を除く) 2名 137個	当社普通株式 13,700株
2019年8月6日 (通常型ストック・オプション)	無償	1,252円	2021年10月2日 ~2023年9月30日 (注) 5.	(注) 4.	取締役(社外取締役を除く) 1名 130個	当社普通株式 13,000株

(注) 1. 権利付与対象者が当社に対して有する新株予約権の払込金額の総額に相当する金額の報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺されます。

2. (1) 権利付与対象者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができます。
(2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しません。
(3) 権利付与対象者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができません。
(4) その他、新株予約権の行使の条件は、当社と権利付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
3. 行使期間での行使可能な新株予約権の割合の限度数は以下のとおりです。
2019年10月3日から2021年10月1日まで50%
2020年10月2日から2021年10月1日まで100%
4. 権利付与対象者が、当社・子会社・関連会社の役員または従業員の地位を喪失した場合、当該新株予約権は当社に返還されたものとみなします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が特別に認めた場合はこの限りではありません。

その他の条件については当社と権利付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

5. 行使期間での行使可能な新株予約権の割合の限度数は以下のとおりです。
2021年10月2日から2023年9月30日まで50%
2022年10月1日から2023年9月30日まで100%

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	富 山 幹太郎	CEO
代表取締役社長	小 島 一 洋	COO
取締役副社長	鴻 巣 崇	事業統括管掌
専務取締役	沓 澤 浩 也	CFO
取 締 役	富 山 彰 夫	常務執行役員事業統括本部長
取 締 役	水 戸 重 之	TMI総合法律事務所パートナー弁護士 吉本興業ホールディングス株式会社社外取締役 株式会社フェイス社外取締役 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン社外取締役 株式会社湘南ベルマーレ監査役 株式会社プロックリー社外監査役
取 締 役	三 村 まり子	西村あさひ法律事務所オブカウンセル TANAKAホールディングス株式会社社外取締役
取 締 役	佐 藤 文 俊	アズビル株式会社社外監査役
取 締 役	殿 村 真 一	キャップジェミニ株式会社代表取締役社長 縄文アソシエイツ株式会社社外取締役 大日コーポレーション株式会社社外取締役
取 締 役	伊 能 美和子	TEPCOライフサービス株式会社取締役 株式会社ヤマノホールディングス社外取締役 株式会社学研ホールディングス社外取締役 一般社団法人デジタルサイネージコンソーシアム 専務理事 情報経営イノベーション専門職大学超客員教授
取 締 役	安 江 令 子	サイバネットシステム株式会社代表取締役 社長 執行役員 ライオン株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	松 木 元	
監 査 役	梅 田 常 和	公認会計士梅田会計事務所所長 株式会社エイチ・アイ・エス社外取締役監査等委員 株式会社ハーバー研究所社外取締役監査等委員 エステールホールディングス株式会社社外取締役
監 査 役	吉 成 外 史	あかつき総合法律事務所所長 株式会社バリュートR社外取締役監査等委員 アドソル日進株式会社社外監査役
監 査 役	渡 邊 浩 一 郎	渡邊浩一郎公認会計士事務所所長 株式会社ジャムコ社外監査役 株式会社パロックジャパンリミテッド社外監査役

- (注) 1. 取締役水戸重之氏、取締役三村まり子氏、取締役佐藤文俊氏、取締役殿村真一氏、取締役伊能美和子氏、取締役安江令子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役梅田常和氏、監査役吉成外史氏、監査役渡邊浩一郎氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役松木元氏、監査役梅田常和氏、監査役渡邊浩一郎氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役松木元氏は、株式会社タカラトミーアーツの取締役管理本部長として2012年6月から2018年6月まで、通算6年にわたり決算手続及び財務諸表の作成等に従事しております。
 - ・監査役梅田常和氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・監査役渡邊浩一郎氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は取締役水戸重之氏、取締役三村まり子氏、取締役佐藤文俊氏、取締役殿村真一氏、取締役伊能美和子氏、取締役安江令子氏、監査役梅田常和氏、監査役吉成外史氏、監査役渡邊浩一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当社の取締役及び監査役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に関する事項

当社は、下記のとおり、取締役の報酬に関する方針を策定し、この方針に従って取締役報酬の構成及びその額を決定しております。

(ア) 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績や中長期的な企業価値の向上に連動し株主と価値を共有できる報酬体系としております。また、そのような報酬体系構築の観点から、報酬委員会にて本基本方針を草案した上、取締役会にて決議しております。具体的には、業務執行取締役は、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬としての現金賞与と非金銭報酬としての株式報酬により構成され、株主総会の決議により設定された限度額の範囲内で支払われます。監査機能を担う社外取締役については基本報酬のみを支払うこととしています。

なお、監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から基本報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

(イ) 基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし役位、職責に応じて他社水準等を総合的に勘案して決定するものとしています。

(ウ) 業績連動報酬並びに非金銭報酬

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために業績指標 (KPI) を反映した現金報酬として、各事業年度の連結損益計算書における親会社株主に帰属する当期純利益に一定の料率を乗じ、連結経常利益の達成度合いに応じ算出された額を現金賞与として毎年、

当該事業年度終了後の一定の時期に支給します。業績連動報酬の額の算定に係る当事業年度を含む連結損益計算書における親会社株主に帰属する当期純利益の推移は32頁記載の直近3事業年度の財産及び損益の状況の推移のとおりです。非金銭報酬は、権利行使価額が1円となる株式報酬型ストック・オプションとしてあらかじめ役位により定められた金額を、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に付与しています。当事業年度においては、株式報酬型ストック・オプションは付与しておりません。

当社第70回定時株主総会において承認されることを条件としますが、当社は、2021年5月11日の取締役会において基本方針の中長期的な企業価値の向上、及び、株主との価値共有をより実現できる仕組みとして信託を用いた業績連動型株式報酬制度を2021年度より導入することを決議しました。当該制度は非金銭報酬であると共に業績連動報酬に該当します。その概要は以下のとおりです。なお、当該制度が導入された場合、上記の株式報酬型ストック・オプションは廃止されません。

当該制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。2021年度から3事業年度を当初対象事業年度とし、該当事業年度の連結自己資本利益率（ROE）を業績指標（KPI）としています。当社から本信託への拠出上限額（3事業年度分）は600百万円となります。当該制度の対象となる各取締役に交付されるポイント数が定められており、役位及びKPIの達成度を考慮して0から200%の範囲内で変動します。ポイントは毎事業年度毎に交付され1ポイント＝1株として当社株式が付与されます。取締役に對して付与されるポイントの総数は、1事業年度あたり100,000ポイントを上限とします。付与された株式は、中長期的に株主の皆様との利益共有を進める観点から付与後3年間の譲渡制限期間を設定しています（期間経過前に退任した場合は退任時に譲渡制限を解除します）。

(工) 報酬等の構成

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、市場の報酬水準を踏まえ、上記の基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬の基本方針に基づき報酬委員会にて審議し、取締役会は報酬委員会の答申を尊重し、当該答申で示された種類別、且つ個人別の報酬の内容にて決定しています。報酬等の種類別の割合は、業績連動報酬により変動するものとしております。また、役位毎に種類別のウエイトは設定していません。

(オ) 報酬等の決定に関する手続き

個人別の報酬額、内容については、報酬委員会にて審議・答申し取締役会にて決議するものとしております。報酬委員会は、社外取締役を議長とし、構成員は議長含め計5名となりますが、ガバナンス担当の社内取締役1名を除き、他全員が独立役員である社外取締役及び社外監査役であり、役員報酬決定の客観性と透明性を確保しております。

②取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)	
		固定報酬	業績連動報酬	業績非連動報酬		
		基本報酬	役員賞与	株式報酬型 ストック・ オプション		
取締役 (社外取締役を除く)	201	148	32	21	5	
監査役 (社外監査役を除く)	15	15	-	0	1	
社外役員	社外取締役	48	48	-	-	7
	社外監査役	26	26	-	-	3
計	291	238	32	21	16	

- (注) 1. 当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。
2. 当事業年度末現在の取締役は11名（うち社外取締役6名）であります。上記員数と相違しておりますのは、当事業年度中に退任した取締役1名が含まれているためであります。
3. 取締役の報酬額（固定報酬）は、2006年6月27日開催の第55回定時株主総会において年額400百万円以内と決議しております。（使用人兼務役員の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名（うち、社外取締役は6名）です。
4. 取締役（社外取締役を除く）のストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、2015年6月24日開催の第64回定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、5名です。
5. 監査役の報酬額（固定報酬）は、2006年6月27日開催の第55回定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役水戸重之氏は、TMI総合法律事務所パートナー弁護士であります。当社と同事務所との間には法律業務を委託する取引関係があり、それに基づき報酬の支払いを行っておりますが、その報酬額は過去3か年においていずれも1,000万円未満であり、当該年間支払額が同事務所の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満であります。
- ・取締役三村まり子氏は、西村あさひ法律事務所オブカウンセルであります。当社と同事務所との間には法律業務を委託する取引関係があり、それに基づき報酬の支払いを行っておりますが、その報酬額は過去3か年においていずれも1,000万円未満であり、当該年間支払額が同事務所の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満であります。
- ・取締役殿村真一氏は、キャップジェミニ株式会社の代表取締役社長であります。当社と同社の間には特別な関係はありません。
- ・取締役伊能美和子氏は、2019年12月まで株式会社NTTドコモに在籍しておりました。当社と同社の間には取引関係があり、それに基づき費用の支払いを行っておりますが、その取引額は過去3か年において平均して1,000万円以上ですが、当該年間取引額が同社の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満であります。また、同氏はTEPCOライフサービス株式会社の取締役であります。当社と同社の間には特別な関係はありません。
- ・取締役安江令子氏は、サイバネットシステム株式会社の代表取締役社長執行役員であります。当社と同社の間にはシステム保守を委託する取引関係があり、それに基づき費用の支払いを行っておりますが、その取引額は過去3か年においていずれも1,000万円未満であり、当該年間取引額が同社の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満であります。
- ・監査役梅田常和氏は、公認会計士梅田会計事務所所長であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
- ・監査役吉成外史氏は、あかつき総合法律事務所所長であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
- ・監査役渡邊浩一郎氏は、渡邊浩一郎公認会計士事務所所長であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。

②他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役水戸重之氏は、吉本興業ホールディングス株式会社、株式会社フェイス、株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの社外取締役であり、株式会社湘南ベルマーレ、株式会社ブロッコリーの社外監査役であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役三村まり子氏は、TANAKAホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役佐藤文俊氏は、アズビル株式会社の社外監査役であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役殿村真一氏は、縄文アソシエイツ株式会社の社外取締役であります。当社と兼任先との間には人材紹介業務について取引があります。また、同氏は大日コーポレーション株式会社の社外取締役であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役伊能美和子氏は、株式会社ヤマノホールディングス、株式会社学研ホールディングスの社外取締役であり、一般社団法人デジタルサイネージコンソーシアムの専務理事であり、情報経営イノベーション専門職大学の超客員教授であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役安江令子氏は、ライオン株式会社の社外取締役であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役梅田常和氏は、エステールホールディングス株式会社の社外取締役であり、株式会社エイチ・アイ・エス、株式会社ハーバー研究所の社外取締役監査等委員であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役吉成外史氏は、アドソル日進株式会社の社外監査役であり、株式会社バリューHRの社外取締役監査等委員であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役渡邊浩一郎氏は、株式会社ジャムコ、株式会社パロックジャパンリミテッドの社外監査役であります。当社と兼任先の間には特別な関係はありません。

③会社または会社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係について
該当事項はありません。

④当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（14回開催）		監査役会（15回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役水戸重之	14回	100%	—	—
取締役三村まり子	14	100	—	—
取締役佐藤文俊	13	92.8	—	—
取締役殿村真一	11	100	—	—
取締役伊能美和子	11	100	—	—
取締役安江令子	11	100	—	—
監査役梅田常和	14	100	15回	100%
監査役吉成外史	14	100	15	100
監査役渡邊浩一郎	14	100	14	93.3

(注)取締役殿村真一氏、取締役伊能美和子氏、取締役安江令子氏は、2020年6月26日開催の第69回定時株主総会にて選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外役員と異なります。同氏ら就任後の取締役会の開催回数は11回であります。

b. 活動の状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関し
て行った職務の概要

- ・取締役水戸重之氏は、主に知的財産が専門の弁護士として業務提携等について、積極的発言を行っております。
- ・取締役三村まり子氏は、弁護士及び企業経営者としての豊富な経験と知識を活かし、コーポレートガバナンス及び女性活躍、ダイバーシティの観点から積極的発言を行っております。
- ・取締役佐藤文俊氏は、企業経営者及び金融機関出身者としての豊富な経験と知識をもとに、主にコンプライアンス及びリスクマネジメントに関して積極的発言を行っております。
- ・取締役殿村真一氏は、事業運営及び企業経営者としての豊富な経験と知識を活かし、主にIT分野及び事業運営に関して、積極的な発言を行っております。
- ・取締役伊能美和子氏は、企業内起業家及び企業経営者としての豊富な経験と知識を基に、事業運営及び異業種協業に関して、積極的な発言を行っております。

- ・取締役安江令子氏は、ICT分野の技術的知見及び企業経営者として国際ビジネスの豊富な経験と知識を活かし、国際的な企業経営及びDXの観点から積極的な発言を行っております。
- ・監査役梅田常和氏は、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言及び監査役会の適切な運営や、会計監査人による適正な監査が実施されるよう監視を積極的に行っております。
- ・監査役吉成外史氏は、主に弁護士としての会社法的視点から適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言及び監査役会の適切な運営や、会計監査人による適正な監査が実施されるよう監視を積極的に行っております。
- ・監査役渡邊浩一郎氏は、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言及び監査役会の適切な運営や、会計監査人による適正な監査が実施されるよう監視を積極的に行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度の額は会社法第425条第1項に定める額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役及び管理職等の従業員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に基 づく報酬
提出会社	107百万円	-
連結子会社	-	-

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会では会計監査人の監査計画の内容、監査計画の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の重要な子会社のうち、TOMY Holdings, Inc.、TOMY International, Inc.、TOMY (Hong Kong) Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

6 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

<p>業務の適正を確保するための体制 (内部統制システム)の基本方針 (会社法第362条第4項第6号)</p>	<p>【基本方針の決議の内容】 当社は、ステークホルダーの信頼に応え、持続的企業価値向上と透明性の高い健全な経営を実現することを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、コーポレートガバナンスの充実と内部統制システムの継続的改善に努めております。</p>
<p>1. コンプライアンス体制 (会社法施行規則第100条第1項第4号)</p>	<p>【基本方針の決議の内容】</p> <p>①「タカラトミーグループ行動基準」を制定し、全役職員が法令遵守はもとより、誠実かつ公正な企業行動を通じて社会的な責任を果たしていくことを明確にするとともに、全役職員に周知徹底させております。</p> <p>②コンプライアンス体制及びリスク管理体制の充実、徹底を図るため、代表取締役を委員長とし社外取締役・監査役などで構成される「リスク/コンプライアンス委員会」を設置して、リスク/コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告する体制を採っております。</p> <p>③代表取締役の直轄組織である「内部統制・監査部」が、当社及びグループのコンプライアンスの状況を監査し、随時、代表取締役及び監査役会に報告しております。</p> <p>④社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求等には毅然とした態度で組織的に対応いたします。</p> <p>⑤取締役会は、当社株式の大規模買付行為等の有事に際し、独立役員として届け出た社外取締役により構成される「特別委員会」を設置し、同委員会が行う買付内容の評価・検討、買付者に対する対抗措置発動の要否等を含む勧告を最大限尊重して、対応方針を決定するものとしております。</p>
	<p>【運用状況の概要】</p> <p>①「タカラトミーグループ行動基準」を制定し、タカラトミーグループ役職員への周知徹底のために携帯用カードを配布しています。「タカラトミーグループ行動基準」及び「COBC (Code of Business Conduct)」の理解を目的として、タカラトミーグループ役職員に対してeラーニングを実施しています。本研修を受講し、本行動基準及びCOBCへの遵守の宣誓を行った後に、受講者に対して修了証を授与しています。また、毎年、全役職員が、コンプライアンス遵守の重要性を再認識するために、「コンプライアンスを考える日」を開催しています。さらに、コンプライアンスの更なる意識向上と遵守徹底のため、当社及びグループよりコンプライアンスリーダーを選出し、コンプライアンス啓蒙のための活動を行う、「コンプライアンスリーダー制度」を導入しています。</p>

	<p>その他に、コンプライアンス意識の醸成及び知識の向上を目的として次のような研修を実施しています。</p> <p>a.コンプライアンスリーダー向けに、弁護士や公認会計士等の専門家を講師に迎え「コンプライアンスリーダー研修」を実施</p> <p>b.国内全役職員向けに定期的にコンプライアンス研修を実施</p> <p>c.国内全役職員向けにコンプライアンスに関するメールマガジンを配信し、他社での違反事例や話題となった事例を提供</p>
<p>2. リスクマネジメント体制 (会社法施行規則第100条第1項第2号)</p>	<p>【基本方針の決議の内容】</p> <p>①「リスク/コンプライアンス委員会」及び「内部統制・監査部」により、内部統制と一体化した全社的なリスク管理体制を構築しております。</p> <p>②不測の事態が発生した場合には、速やかに「危機管理対策本部」を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損失・被害を最小限に止めるとともに、再発防止対策を講じるものといたします。</p> <p>③製品の安全性に関しては、「安全品質統括部」を中心に、安心できる優良な商品を提供するプロセスの強化に取り組んでおります。</p> <p>④サステナビリティに関連する社会課題及び企業倫理に関しては、「CSR推進室」を中心に対応しております。</p> <p>【運用状況の概要】</p> <p>①リスク管理については、社会の変化及び法令の改正に併せて必要に応じて規程及び方針を変更及び制定しています。また、事業を継続させるために、震災等の不測の事態に備え定期的に防災訓練を実施しています。</p> <p>②製品の安全性に関して、安全品質統括部により商品の法規制、業界で定めたS T（セーフティイ）基準だけでなく、当社基準に基づき、企画から出荷のあらゆる工程において、厳格に審査を実施し、より安心な商品が提供できる体制を構築しています。また、毎年、「安全の日」を開催し、商品の安全性の再認識と意識向上を図っています。</p> <p>③内部通報規程に基づき、当社、グループ会社の内部通報窓口及び弁護士事務所による外部窓口を設置するとともに多言語に対応したWEB窓口を設置しております。また、毎年、全従業員に内部通報制度を周知して、制度の徹底を図っております。</p>

3. 効率的な職務執行体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

【基本方針の決議の内容】

- ①毎月1回の定例「取締役会」及び適宜「臨時取締役会」を開催し、グループ全体の基本方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督等を行っております。
- ②グループの業務運営管理を円滑かつ効率的に行うため「常務会」を原則月1回以上開催し、経営の全般的執行に関する意思決定を機動的に行っております。常務会の決定事項は、取締役会に必要な応じて報告される体制をとっております。
- ③取締役会の諮問機関として、社外取締役・社外監査役などで構成される「取締役指名委員会」及び「報酬委員会」を設置して、各取締役の評価・選任及び報酬額等の内容に係る方針につき提言・助言を求めています。
- ④社外取締役・監査役などで構成される、代表取締役の諮問機関としての「アドバイザリーコミティ」及び、最高財務責任者の諮問機関としての「フィナンシャルアドバイザリーコミティ」を設置して、当社及びグループの業務執行の有効性、財務の信頼性等に関する幅広い助言を求めています。
- ⑤代表取締役の諮問機関として、常勤取締役で構成される「執行役員評価委員会」を設置して、当社執行役員の評価等に関する幅広い助言を求めています。
- ⑥「執行役員制」導入による権限委譲等により、取締役会の方針・戦略・監督のもと、各グループ及び各担当部門における業務執行の迅速化・効率化を図っております。
- ⑦「中期経営方針」を策定し、中期的な基本戦略、経営目標を明確化するとともに、各年度毎の「利益計画」に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行しております。

【運用状況の概要】

- ①取締役会は、「取締役会規程」に基づき原則毎月開催しているほか、適宜臨時にて開催しております。また、取締役会及び代表取締役の諮問機関である各種委員会についても定期的に開催し、その結果を取締役会、もしくは代表取締役に随時報告しています。
また、取締役会全体の実効性評価について、取締役会の構成メンバーにより年1回以上の自己評価を行い、取締役会の実効性を高めるための改善につなげています。
- ②取締役会から常務会及び執行役員への権限を明確に割り当てることにより、グループ会社の経営の全般的執行及び業務執行についての意思決定が迅速に行われています。

<p>4. 情報の保存及び管理体制 (会社法施行規則第100条第1項第1号)</p>	<p>【基本方針の決議の内容】</p> <p>①取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に従い、文書または電磁的媒体に記録し、保存しております。</p> <p>②情報の管理に関しては、「情報セキュリティ基本規程」を定め、個人情報を含む情報資産を確実に保護するための対策を講じております。</p> <p>③ディスクロージャー体制の強化により、迅速な情報開示と経営の透明性の更なる追求を図っております。</p> <p>【運用状況の概要】</p> <p>①取締役の職務執行について、株主総会及び取締役会の議事録に記録し、法令及び社内規程に基づき管理・保存をしています。</p>
<p>5. グループ管理体制 (会社法施行規則第100条第1項第5号)</p>	<p>【基本方針の決議の内容】</p> <p>①主要なグループの非常勤取締役または非常勤監査役に、原則として当社役員または従業員が1名以上就任し、各社の業務執行の適正性を監視・監督しつつ、グループ全体でのリスク管理及びコンプライアンス体制強化を図っております。</p> <p>②グループ管理体制については、グループ管理の担当部署を置き、社内規程に基づき、各グループの特性、状況に応じて必要な管理・指導を行っております。</p> <p>③コンプライアンス・リスク管理・情報管理等に関しては、グループ共通の関連諸規程を整備するとともに、「リスク/コンプライアンス委員会」及び「内部統制・監査部」が中心となって、グループ全体のコンプライアンス意識の醸成、全社的視点からのリスクマネジメント体制の確立を図っております。</p> <p>④各グループは、毎月1回定例で開催される「グループ月次報告会」にて利益計画の進捗等の報告を行っております。</p> <p>【運用状況の概要】</p> <p>①グループ会社の事業運営に関する重要事項については、管掌部門及び経営企画部門が協議をした上で、当社に事前承認を得る手続きを行っております。</p> <p>②当社及びグループ会社はリスク調査を実施し、そのリスクの特性に応じて対応策を検討しています。リスク/コンプライアンス委員会は全社横断的に対応すべきリスクを定め、当社内部統制部門と当該リスクの管理部門と連携して、対応策を協議しています。</p> <p>③内部監査部門は、リスクアプローチの観点にて内部監査を実施しています。また、グループ会社の監査役は会計及び業務監査を実施し、法令・定款の遵守に対する施策の実施状況を監査しています。</p>

<p>6. 財務報告の信頼性を確保するための体制</p>	<p>【基本方針の決議の内容】</p> <p>①財務報告に係る信頼性を確保するため、関連諸規程の整備や金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適正な提出のために必要な内部統制システムを構築しております。</p> <p>②内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保しております。</p> <p>【運用状況の概要】</p> <p>①財務報告に係る信頼性を確保するため、内部統制システムを整備し、当該システムが適正に機能することを継続的に評価しております。内部統制上何らかの問題点が発見された場合には、原因に応じて必要な是正措置を都度行っております。</p>
<p>7. 監査役監査体制 (会社法施行規則第100条第3項)</p>	<p>【基本方針の決議の内容】</p> <p>(1) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <p>①監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会など重要な会議に出席するとともに、議事録、稟議書その他重要な業務執行に関する文書を開覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることができる体制を採っております。</p> <p>②監査役（会）は、会計監査人及び内部統制・監査部並びにグループの監査部門と監査上の重要課題等について意見・情報交換をし、互いに連携してグループ内部統制状況を監視しております。</p> <p>(2) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項</p> <p>①当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等については、事業年度ごとに一定額の予算を設けております。また、監査役は、職務の執行に必要な費用を、会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払いを行っております。また、監査役は、必要に応じて、会計監査人・弁護士に相談をすることができ、その費用は会社が負担するものとしております。</p> <p>(3) 監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合における当該従業員に関する事項及びその従業員の取締役からの独立性に関する事項</p> <p>①監査役会が必要とした場合、監査役の職務を補助する従業員を置くものとしております。</p> <p>②監査役会の職務を補助する従業員の任命・異動等人事に関する事項については、事前に監査役の同意を得た上で行うものとし、監査役の指揮命令のもと業務を行い、当該従業員の取締役からの独立性を確保いたします。</p>

(4) 取締役・従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ①当社及びグループの取締役及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、速やかに監査役会に報告するものいたします。
- ②監査役は、定例重要会議への出席または不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けるものとしております。
- ③監査役への報告を行った当社及びグループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及びグループの役職員に対して周知徹底しております。

【運用状況の概要】

- ①当社監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会など重要な会議に出席し、事業遂行及び財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けるとともに活発な意見交換をしております。
- ②当社監査役は各種委員会に適宜参加しており、情報共有を行うとともに意見交換を積極的に行っております。
- ③当社監査役会は、会計監査人、内部統制・監査部及びグループの監査部門と監査上の重要課題等について意見・情報の共有をし、連携してグループ内部統制の状況を監視しています。
- ④当社の監査役会は当該監査役会メンバーとグループ会社の監査役を構成メンバーとしたグループ監査役会を開催し、監査上の重要課題等について意見・情報共有をし、当社グループ全体の監査の充実を図っています。
- ⑤当社は監査役の職務を専任で補助する従業員を1名置いております。

7 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、「われらの優良な商品で世界の市場をにぎわせよう」「誠意と努力は他を益し自己の幸福の基となる」を創業理念として掲げ、創業以来、「製品の安全品質」はもちろん「遊びの品質」においてもより優良なものを子どもたちに提供し、「健全な子供文化の育成」に努めてまいりました。おかげさまでお客様の多大な信頼を受け、「プラレール」「トミカ」「リカちゃん」など多数の商品が世代間を超えたロングセラー商品として当社の貴重な財産となっております。当社の創業理念は、会社の根幹を成すものであり、当社のみならず当社グループにおいて脈々と引き継がれております。創業理念の実現に向かって進むべき羅針盤として、次の企業理念を定めました。

「すべての『夢』の実現のために
子どもたちの『夢』の実現のために
わたしたちの『夢』の実現のために
株主の『夢』の実現のために
パートナーの『夢』の実現のために
社会の『夢』の実現のために

わたしたちは新しい遊びの価値を創造します」

昨今、外部環境が著しく変化し、消費者の購買行動が変容する中、創業理念、企業理念を礎とし、新しくビジョンとして

「アソビで、世界はもっと良くなる。だからアソビで、未来のグローバル社会に大きくこたえます」

を掲げ、事業の軸の基点を「おもちゃ発」から「アソビ発」として、真の国際優良企業（Outstanding Global Company）を目指し、変革を図ってまいります。

これらの創業理念、企業理念、ビジョンの実現に向けた当社グループの行動が、将来に向かって当社の企業価値を最大化するものであり、それが、株主価値の最大化に繋がるものと考えております。当社グループでは、今後も新しい遊びの価値の創造や製品品質の向上を図り、将来を担う子どもたちのために「健全な子供文化の育成」を当社の使命として真摯に受け止め、その実践により「タカラトミー」ブランド価値の更なる向上を推進しております。「タカラトミー」ブランドを光り輝かせるブランド価値経営は、すべてのステークホルダーの方々「夢」の実現を可能にするものであると確信しております。

そのため、当社株式を大量に買い付ける提案を受けた場合には、その買付けが、ステークホルダーの方々共感を得て脈々と引き継がれてきた当社の創業理念、企業理念やビジョン、当社及び当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を適切・的確に判断するために当該買付者の提案する事業計画の内容とその実現可能性・適法性、当社のステークホルダーに与える影響、当社及び当社グループの企業価値に及ぼす影響、更には、当社の将来計画への影響を十分に把握して判断する必要があります。

当社取締役会は、上記要素を鑑みて、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株式の大規模な取得行為や買収提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

(2) **基本方針の実現に資する特別な取組み**

当社は、上記(1)記載の「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます）の実現のため、以下の取組みを行ってまいります。

①中長期的な会社の経営戦略による企業価値の向上の取組み

当社グループは、創業理念、企業理念を礎としたビジョン「アソビで、世界はもっと良くなる。だからアソビで、未来のグローバル社会に大きくこたえます」を目指して、2024年の「創業100周年」に向け中期経営計画を策定いたしました。2022年3月期から2024年3月期のこの3年間で「グローバルで強みを活かしSustainable Growth（持続的成長）実現に向けた基盤整備を行うこと」を中期基本方針とし、以下の全社戦略を進めてまいります。

1. 「適所適材」をキーとした出口・年齢・地域のさらなる攻略
2. 日本を基点としたヒット商品の創出
3. I P 投資の継続でグローバル成長に備える
4. アソビをキーとした新規事業の立ち上げ
5. バリューチェーンへのD X 活用による新しい価値創造
6. サステナビリティ・C S R の取組み

なお、2021年2月より社長直轄組織として「C S R 推進室」を新設し、持続可能な社会と当社グループの成長の両立を目指し、企業倫理の醸成やK P I を設定したS D G s への取組み等、社会環境の変化に即した対応を目指してまいります。

②「コーポレートガバナンス（企業統治）の強化」による企業価値向上への取組み

当社では、ステークホルダーの信頼に応え、持続的な企業価値向上と透明性の高い健全な経営を実現することを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、経営の効率化を図りつつ経営チェック機能の充実、内部統制環境の整備、リスク管理並びにコンプライアンス体制の強化等、コーポレートガバナンスの充実に向け取り組んでおります。

当社では、「取締役会」をグループ全体の方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督を行う機関として位置づけ、取締役11名のうち6名は社外取締役とし、監査役4名のうち3名は社外監査役として、意思決定の透明性を図るとともに、「執行役員制度」を導入し経営の迅速性・効率化を図っております。また、当社では「常務会」を原則月1回以上開催し、経営全般の執行に関する意思決定を機動的に行うとともに、「リスク/コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制並びにリスク管理体制の充実、徹底を図っております。さらに、代表取締役の諮問機関として「アドバイザリー・コミッティー」を設置し、業務執行の有効性、財務の信頼性等に関する幅広い助言を求めています。また、当社では、原則月1回「監査役会」を開催し、取締役の業務執行の監査に必要な重要事項の協議・決定を行っております。さらに、監査役は定例重要会議や不定期の会議等に出席し、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けております。内部監査については、代表取締役直轄の「内部統制・監査部」が、各部門の業務遂行状況並びにコンプライアンスの状況を監査し、随時代表取締役及

び監査役会に報告しております。監査役、会計監査人、内部統制・監査部は、監査上の重要課題について意見・情報交換をし、互いに連携して当社及び当社グループの内部統制状況を監視しております。

(3) 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の概要

当社は、2019年6月21日開催の当社第68回定時株主総会において株主の皆様への承認を受け、当社株式の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます）を継続いたしました。本対応方針は、有事の際に新株予約権の無償割当て（以下「対抗措置」といいます）を行うことができる事前警告型ライツプランであり、具体的内容は以下のとおりです。

- ①当社が発行者である株券等の保有割合が20%以上となる買付け等（以下「大規模買付行為等」といいます）を行おうとする者（以下「買付者」といいます）は、事前に当該大規模買付行為等に関する情報を当社に対して提供していただきます。
- ②当社取締役会は、有事に際し、特別委員会を設置します。特別委員会は、当社取締役会に対し、企図されている大規模買付行為等の内容に対する意見や根拠資料、これに対する代替案等を提出するよう求めることがあります。
- ③特別委員会は、買付者や当社取締役会から情報を受領した後、当社取締役会からの付議を受けて、当社取締役会が当該大規模買付行為等にかかる買付内容を検討するに必要な情報のすべてが記載された書面による提案を受領した時から起算して、原則として最長90日（但し、特別委員会が合理的に必要と認めた場合は、特別委員会の決議により、30日を上限として延長することができる）以内に、買付内容の評価・検討を行い、買付者に対して対抗措置を発動すべきか否かを判断し、当社取締役会に対し勧告を行います（なお、特別委員会は、その勧告において対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付することができます）。特別委員会は、必要と判断する場合には、独立した外部専門家等の助言を得ることができます。また、当社取締役会は、買付者との交渉、株主に対する情報開示等を行います。
- ④当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、最終的に対抗措置を発動するか否かの決議を行うものとします。なお、当社取締役会は、特別委員会がその勧告において対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付した場合、原則として、実務上可能な限り速やかに当社株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議するものとします。この場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い、対抗措置の発動・不発動に関する決議を行うものとします。
- ⑤買付者が、本対応方針に定める手続を遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害すると認められる場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合には、当社は、特別委員会の判断を経た上、対抗措置の発動を決定することができます。

⑥ 対抗措置を発動する場合に株主の皆様へ割り当てられる新株予約権には、買付者等一定の者（以下「非適格者」といいます）による権利行使は認められない旨の行使条件、及び当社が非適格者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付することができます。これにより、非適格者以外の株主に対して当社株式が交付された場合には、当該非適格者の有する当社株式の議決権割合は希釈化されることとなります。

本対応方針の詳細につきましては、当社ウェブサイト掲載の2019年5月10日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご覧ください。

(4) 上記特別な取組み及び本対応方針についての取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社の「中長期的な会社の経営戦略」「コーポレートガバナンスの強化」等の各施策は、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを直接の目的とするものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、当社取締役会は、当該取組みが、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損ない、または当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

② 当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針について

本対応方針は、(i)株主及び投資家の皆様並びに買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するため、事前の開示がなされていること、(ii)本対応方針による買収防衛策の導入及び継続に関して、当社株主総会において株主の皆様のご承認を得ているため、本対応方針の発効及び継続について株主の皆様のご意思が反映されており、また、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合には本対応方針はその時点で廃止されるものとしているため、本対応方針の存続も株主の皆様のご意思に係らねられていること、(iii)本対応方針に定める対抗措置の発動または不発動等に関する当社取締役の恣意的な判断を排除するため、有事に当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社社外取締役及び社外監査役によって構成される特別委員会を設置することとし、その客観的な判断を最大限に尊重して本対応方針に定める対抗措置の発動・不発動を決定するものとされていること、(iv)特別委員会がその勧告において対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、当社株主総会を招集し、その決議に従って対抗措置の発動・不発動に関する決議を行うものとされていることから、対抗措置の発動・不発動についても株主の皆様のご意思が反映され得ること、(v)合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置を発動することができないようにされていること等から、当社取締役会は、本対応方針が、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損ない、または当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	101,879	流 動 負 債	42,295
現金及び預金	63,656	支払手形及び買掛金	8,151
受取手形及び売掛金	18,170	短期借入金	6,833
商品及び製品	13,163	1年内返済予定の長期借入金	8,064
仕掛品	624	リース債務	2,332
原材料及び貯蔵品	903	未払金	6,155
その他	5,545	未払費用	6,973
貸倒引当金	△185	未払法人税等	1,129
固 定 資 産	45,734	返品調整引当金	263
有 形 固 定 資 産	14,254	役員賞与引当金	55
建物及び構築物	3,810	その他の	2,336
機械装置及び運搬具	458	固 定 負 債	35,390
工具、器具及び備品	1,080	長期借入金	27,465
土地	3,902	リース債務	1,549
リース資産	4,467	繰延税金負債	252
建設仮勘定	534	再評価に係る繰延税金負債	472
無 形 固 定 資 産	25,357	退職給付に係る負債	2,517
のれん	15,902	役員退職慰労引当金	183
商標利用権	3,504	製品自主回収引当金	39
その他	5,951	その他の	2,909
投 資 其 他 の 資 産	6,122	負 債 合 計	77,686
投資有価証券	2,592	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	1,267	株 主 資 本	58,590
その他	2,290	資 本 金	3,459
貸倒引当金	△27	資 本 剰 余 金	9,211
資 産 合 計	147,614	利 益 剰 余 金	48,226
		自 己 株 式	△2,307
		その他の包括利益累計額	10,944
		その他有価証券評価差額金	828
		繰延ヘッジ損益	605
		土地再評価差額金	624
		為替換算調整勘定	9,275
		退職給付に係る調整累計額	△388
		新 株 予 約 権	393
		純 資 産 合 計	69,928
		負 債 純 資 産 合 計	147,614

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	141,218
売上原価	85,961
売上総利益	55,256
販売費及び一般管理費	48,177
営業利益	7,079
営業外収益	670
受取利息及び配当金	69
受取賃貸料	147
為替差益	295
その他	158
営業外費用	579
支払利息	255
売上割引	64
貸与資産経費	66
その他	193
経常利益	7,170
特別利益	1,619
固定資産売却益	18
投資有価証券売却益	950
新株予約権戻入益	64
製品自主回収引当金戻入額	305
雇用調整助成金等	180
その他	100
特別損失	1,327
減損損失	188
新型コロナウイルス感染症による損失	729
事業構造改善費用	295
その他	113
税金等調整前当期純利益	7,462
法人税、住民税及び事業税	2,662
法人税等調整額	△537
当期純利益	5,336
非支配株主に帰属する	△37
当期純利益	5,374

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	3,459	9,212	44,980	△1,257	56,394
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△2,128		△2,128
親会社株主に帰属する当期純利益			5,374		5,374
自己株式の取得				△1,050	△1,050
自己株式の処分		0		0	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△0			△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					-
当連結会計年度変動額合計	-	△0	3,246	△1,050	2,195
当連結会計年度末残高	3,459	9,211	48,226	△2,307	58,590

	その他の包括利益累計額							新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰上損	延シ利益	土地再評価金	為替換算調整	退職給付に係る調整	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	1,109	407	624	9,058	△944	10,255	336	423	67,410	
当連結会計年度変動額										
剰余金の配当									△2,128	
親会社株主に帰属する当期純利益									5,374	
自己株式の取得									△1,050	
自己株式の処分									0	
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									△0	
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△281	198	-	217	555	689	56	△423	322	
当連結会計年度変動額合計	△281	198	-	217	555	689	56	△423	2,517	
当連結会計年度末残高	828	605	624	9,275	△388	10,944	393	-	69,928	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部 額		負 債 の 部 額	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	55,191	流動負債	22,271
現金及び預金	38,924	支払手形	127
売掛金	8,998	買掛金	3,536
商品及び製品	3,273	短期借入金	2,818
原材料及び貯蔵品	442	1年内返済予定の長期借入金	8,064
前渡金	50	リース債務	1,494
前払費用	754	未払金	3,786
短期貸付金	327	未払費用	1,500
未収入金	1,195	未払法人税等	601
その他の	1,235	役員賞与引当金	32
貸倒引当金	△10	その他	309
固定資産	47,751	固定負債	34,691
有形固定資産	8,311	長期借入金	27,465
建物	2,490	リース債務	667
構築物	44	再評価に係る繰延税金負債	472
機械及び装置	13	退職給付引当金	900
車両運搬具	3	債務保証損失引当金	4,669
工具、器具及び備品	120	長期預り保証金	20
土地	3,334	資産除去債務	217
リース資産	2,138	製品自主回収引当金	39
建設仮勘定	166	その他	239
無形固定資産	401	負債合計	56,962
借地権	25	純資産の部	
ソフトウェア	358	株主資本	43,732
その他	17	資本金	3,459
投資その他の資産	39,037	資本剰余金	9,550
投資有価証券	2,161	資本準備金	6,050
関係会社株式	33,125	その他資本剰余金	3,499
出資金	49	利益剰余金	33,030
長期貸付金	5,377	利益準備金	747
長期前払費用	44	その他利益剰余金	32,283
繰延税金資産	131	固定資産圧縮積立金	102
その他	150	国庫補助金圧縮積立金	0
貸倒引当金	△2,003	別途積立金	12,600
資産合計	102,943	繰越利益剰余金	19,581
		自己株式	△2,307
		評価・換算差額等	1,854
		その他有価証券評価差額金	813
		繰延ヘッジ損益	417
		土地再評価差額金	624
		新株予約権	393
		純資産合計	45,980
		負債純資産合計	102,943

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	69,598
売上原価	46,904
売上総利益	22,694
販売費及び一般管理費	19,053
営業利益	3,640
営業外収益	2,792
受取利息及び配当金	2,209
受取賃貸料	295
受取手数料	113
為替差益	127
その他	46
営業外費用	345
支払利息	177
貸与資産経費	156
その他	12
経常利益	6,087
特別利益	1,327
固定資産売却益	12
投資有価証券売却益	818
新株予約権戻入益	64
製品自主回収引当金戻入額	305
雇用調整助成金等	26
その他	100
特別損失	936
減損損失	1
債務保証損失引当金繰入額	670
貸倒引当金繰入額	231
新型コロナウイルス感染症による損	33
その他	0
税引前当期純利益	6,477
法人税、住民税及び事業税	1,503
法人税等調整額	38
当期純利益	4,935

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本											株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金				自己株式		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金			利益 剰余金 合計			
					固定資産 圧縮 積立金	国庫補助金 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	3,459	6,050	3,499	9,550	747	102	0	12,600	16,773	30,223	△1,257	41,975
当 期 変 動 額												
固定資産圧縮積立金の取崩						△0			0	-		-
剰 余 金 の 配 当									△2,128	△2,128		△2,128
当 期 純 利 益									4,935	4,935		4,935
自 己 株 式 の 取 得											△1,050	△1,050
自 己 株 式 の 処 分			0	0							0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）												
当 期 変 動 額 合 計	-	-	0	0	-	△0	-	-	2,807	2,807	△1,050	1,757
当 期 末 残 高	3,459	6,050	3,499	9,550	747	102	0	12,600	19,581	33,030	△2,307	43,732

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	1,039	329	624	1,992	336	44,305
当 期 変 動 額						
固定資産圧縮積立金の取崩						-
剰 余 金 の 配 当						△2,128
当 期 純 利 益						4,935
自 己 株 式 の 取 得						△1,050
自 己 株 式 の 処 分						0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△225	87	-	△138	56	△81
当 期 変 動 額 合 計	△225	87	-	△138	56	1,675
当 期 末 残 高	813	417	624	1,854	393	45,980

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社タカトミー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小林 雅彦 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 矢嶋 泰久 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タカトミーの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカトミー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社タカトミー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小林 雅彦 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 矢嶋 泰久 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タカトミーの2020年4月1日から2021年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法にて監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事項は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載の内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

株式会社タカラトミー 監査役会

常勤監査役 松 木 元 ㊟

監査役(社外監査役) 梅 田 常 和 ㊟

監査役(社外監査役) 吉 成 外 史 ㊟

監査役(社外監査役) 渡 邊 浩 一 郎 ㊟

以 上

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

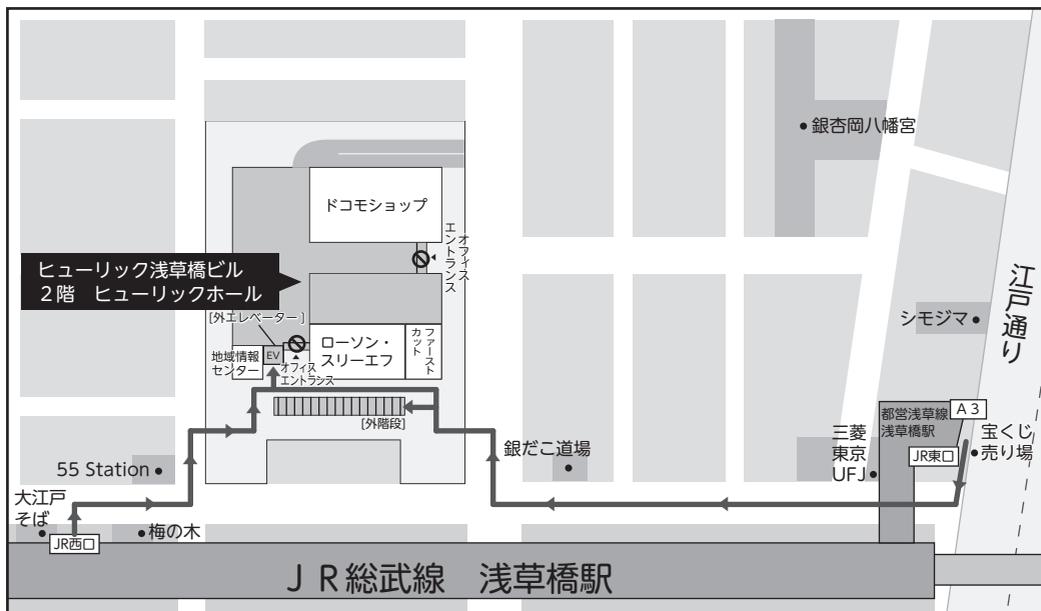
メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都台東区浅草橋一丁目22番16号
ヒューリック浅草橋ビル
2階 ヒューリックホール

開催場所が例年と異なっております。
お間違えのないようご注意ください。



交通のご案内

- J R 総武線 浅草橋駅 西口より徒歩30秒
- J R 総武線 浅草橋駅 東口より徒歩3分
- 都営浅草線 浅草橋駅 A3出口より徒歩3分

※オフィスエントランスからご来場いただけませんので、外階段又は外エレベーターからのご来場をお願いいたします。

※お車でのご来場はご遠慮くださるようお願いいたします。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

